

先住民族の権利宣言、国連総会で採択

——個人・集団の広範な権利認められた画期的な国際人権文書

「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が9月13日、ニューヨークの国連総会で採択されました。以下、その内容を概観するとともに、先住民族の権利に関する国連特別報告者であるロドルフォ・スターベンハーゲンさん（IMADR 理事）と、社団法人北海道ウタリ協会理事長の加藤忠さん（IMADR / IMADR-JC 理事）による談話を紹介します（編集部）。



ニューヨーク国連本部で、権利宣言などについてスターベンハーゲン特別報告者（中央）と協議を行なうアジアの先住民族（2006年）

前文 23 段落と本文 46 力条からなる「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（以下「宣言」）は、先住民族を「国際法上の主体」として位置づけ、先住民族が個人としても、また集団としても、国際社会が認めたあらゆる権利を享受すると明言している。具体的には、

- 自己決定権（自決権）
- 平和的生存権
- 知的所有・財産権
- 文化権
- 教育権
- メディア・情報への権利
- 経済権
- 発展の権利
- 医療・健康権
- 土地権
- 資源権
- (土地や資源の) 返還・賠償・補償を求める権利
- 国際協力を受ける権利
- 越境権

などの広範な権利を、先住民族の権利として規定している。「宣言を実施する際、先住民族の高齢者、女性、若者、子ども、障害者の権利や特別なニーズについても特段の留意がなされるべき」「先住民族の女性と子どもがあらゆる形態の暴力と差別から守られるよう、国は措置をとらねばならない」（22条1項および2項）と、複合差別の観点から見て注目すべき規定をも有している。

宣言は法的拘束力は持たないものの、「人権条約に限りなく近い」とも評されるほど具体的で強力な国際基準であり、今後、先住民族の権利を推進していく上で重要な指針とな

ることは間違いない。

ここまでの道のりは平坦ではなかった。国連人権小委員会のもとに設置された「先住民族作業部会」で宣言の起草が開始されたのが1985年。それ以来、先住民族の当事者、および各国政府の間の意見対立などから、審議は遅々として進まなかった。昨年6月に始まった人権理事会の第1会期でようやく、宣言草案が採決され国連総会に送付されたものの、同年12月の国連第3委員会では一転して審議の延期が決定され、その後も修正が繰り返されて混迷が続いた。

しかし、世界各地の先住民族の代表とそれを支援する政府代表による粘り強い議論と交渉の末、ついに今年9月、合意案がまとまり、起草開始から22年の歳月を経て、賛成144カ国、反対4カ国（米国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド）、棄権11カ国と圧倒的多数での採択となった。日本政府も最終的に賛成票を投じたが、「独立・分離権を認めない」「集団的権利としての人権を認めない」「財産権は第三者や公共の利益との調和を優先する」との解釈宣言を付しており、問題が残る。

「先住民族の権利確立」を活動の柱の1つに掲げ、草の根から国連までさまざまなレベルで活動してきたIMADRは、国内外の関係団体、とりわけ先住民族の人びととの連携のもと、この新たな国際基準の普及と活用を図っていくことが求められる。IMADR-JCとしては、アイヌ民族や沖縄の人びととともに、日本政府に対し、宣言の内容の実現に向けた具体的施策を求めていくことが今後、重要になるだろう。

(IMADR 事務局)⁽¹⁾

国際人権機構の強化に向けた前進の一步

先住民族の人権状況と基本的自由に関する国連特別報告者
ロドルフォ・スターベンハーゲン
(2007年9月14日、ジュネーブ)

国連総会による「先住民族の権利宣言」の採択は先住民族にとって喜ばしいことです。同「宣言」は先住民族にとって、その根本に

かかわる記念碑的出来事であり、先住民族が国際人権システムの構築にいかに重要な貢献をしてきたかを象徴するものです。「宣言」は、

先住民族の権利の内容に関する国際的な合意の高まりを反映しています。これは国連加盟国、先住民族の代表、および人権団体の間での20年以上にわたる話し合いの成果です。「宣言」は、先住民族の権利が国内法や国際法文書の中で、そして国際人権機関によるその実施を通じて、次第に確定的なものになっていくのにもない、先住民族の権利の内容にかかわる国際的な合意も高まっていったことを反映しています。近年、先住民族は人権擁護の分野で重要な主体となってきています。先住民族は、自分たちの住む国家と、国際連合をはじめとする国際的な議論の場の双方に声を届けることに成功しています。彼らが長きにわたり行なってきた、自分たちの人権が歴史的に侵害されてきたとの証言は、多くの国々の良心に訴えかけました。

宣言は、先住民族が個人としても集団とし

ても、すでに国際的に認められているあらゆる権利を享受することを再確認しています。それはまた、先祖伝来の資源を長らく奪われてきた被差別民族としての彼らをとりにたく特有の状況に、各国政府および国際社会はとくに注目しなければならない、ということを明言するものでもあります。先住民族が祖先から受け継いだ土地や領土は、彼らの集団としての存在、その文化、その精神性の基盤となっています。宣言はこの両者の緊密な関係性を、彼らが自分たちの住む国家において民族自決権を持つという枠組みの中で、明言しているのです。

国連総会による「先住民族の権利宣言」の採択は、すべての人の人権を守るための国際機構の強化に向けた、前進の一步です。そして、すべての人の人権を守る責任は、すべての国連加盟国が負っているのです。

(Rodolfo Stavenhagen / 翻訳：IMADR 事務局)



国連「先住民族常設フォーラム」会場にて。右から北海道ウタリ協会加藤理事長、通訳の筒井さん、阿部副理事長

(2007年、ニューヨーク)

宣言に基づき、アイヌ民族に残された課題の法的解決を

社団法人北海道ウタリ協会 理事長
加藤 忠

(2007年9月14日、札幌市での記者会見にて (一部抜粋))

採択の知らせを受けて

第61回国連総会において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことは記念すべき歴史的出来事であり、先住民族の人権進展に大きく寄与するものと思います。

国際連合の存在意義を実感として受け止めることができました。

長い年月、先祖がこうむった苦悩を断ち切り、希望を語る証として、この採択の喜びを世界3億7000万人を超える先住民族の仲間と分かち合いたいと思います。

とくに、国家との間に条約締結など法的拠り所を持っていないアイヌ民族のような先住民族には、過去の「帝国(植民地)主義」からの解決(ポストコロニアリズム)の道筋が示されたのだと考えています。

今後の期待

日本政府は、アイヌ民族をこの宣言の先住民族(インディジナス・ピープルズ)とはいまだ認めてはおりません。このように国際基準が確定されたことから、今後、国の高いレベルでの審議機関を設置し、アイヌ民族を先住民族と認め、現行のアイヌ文化振興法に止まることなく宣言内容に含まれている経済的、社

会的諸権利をもとにアイヌ民族の残された課題を法的措置により解決していくことにより、真の人権国家へと進展していくことを期待しています。

今後の取り組みほか

昨年、今年と先住民族認知について、政府高官に衆参両議院議員に、さらには北海道知事、北海道議会議員に働きかけて参りました。

先住民族アイヌの認知は、道外に仲間もおり一地域北海道の問題ではなく、近代国家成立過程における日本の基本的な歴史や政治、人権文化の問題でもあります。

第3回定例道議会開催中に、北海道知事と北海道議会に要請し、政府への働きかけを願う要望書を提出してもらう予定であります⁽²⁾。

まずは、道民一丸となり、さらに全国に呼びかけ、政府の先住民族認知に向けて引き続き理解と支援を求めています。

昨年12月20日、北海道ウタリ協会から内閣官房長官、外務大臣に先住民族の認知、審議機関を設置し残された課題の法的措置の検討をするよう要望しており、引き続きその実現を求めています。

(かとうただし)

(1) 参考文献：上村英明『先住民族の権利に関する国連宣言』採択の意味』(『世界』2007年11月号、岩波書店)

(2) 2007年10月5日、道議会は「国においては、先住民族の権利に関する国連宣言の採択を機に、同『宣言』におけるアイヌ民族の位置づけや盛り込まれた権利について審議する機関を設置されるよう要望する」との趣旨の意見書を全会派一致で採択した。